

白河市道路占用料徴収条例及び白河市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前			
○白河市道路占用料徴収条例 平成17年11月7日条例第132号 別表（第2条関係）				○白河市道路占用料徴収条例 平成17年11月7日条例第132号 別表（第2条関係）			
占用物件		占用料		占用物件		占用料	
		単位	金額			単位	金額
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本	<u>570円</u>	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	<u>480円</u>
	第2種電柱		<u>880円</u>		第2種電柱		<u>730円</u>
	第3種電柱		<u>1,200円</u>		第3種電柱		<u>990円</u>
	第1種電話柱		<u>510円</u>		第1種電話柱		<u>430円</u>
	第2種電話柱		<u>820円</u>		第2種電話柱		<u>680円</u>
	第3種電話柱		<u>1,100円</u>		第3種電話柱		<u>940円</u>
	その他の柱類		<u>51円</u>		その他の柱類		<u>43円</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	<u>5円</u>		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	<u>4円</u>
	地下に設ける電線その他の線類	ルにつき1年	<u>3円</u>		地下に設ける電線その他の線類	つき1年	<u>3円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>500円</u>		路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>420円</u>
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>310円</u>		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>260円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,000円</u>		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>850円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>430円</u>		郵便差出箱及び信書便差出箱		<u>360円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900円</u>		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>870円</u>

改正後				改正前			
	その他のもの	占用面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,000円</u>		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき 1年	<u>850円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>22円</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	<u>18円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>31円</u>		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>26円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>46円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>38円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>61円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>51円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>92円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>77円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>120円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>100円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>220円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>180円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>310円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>260円</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>610円</u>		外径が1メートル以上のもの		<u>510円</u>

改正後					改正前						
法第 32条 第1 項第 3号 に掲 げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 回線 その 他の 線類	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ 1メ ートル につ き 1年	3円 10円	法第 32条 第1 項第 3号 に掲 げる 施設	自 動 運 行 補 助 施 設	法第 2条 第2 項第 5号 に規 定す る自 動運 行装 置に よる 検知 の対 象と して 設置 する 回線 その 他の 線類	地下 に設 ける もの その 他の もの	長さ1 メート ルにつ き1年	3円 9円
		道路の構造又 は交通の状況 を標示する標 識柱その他の 柱類	1本 につ き1 年	820円	道路の構造 又は交通の 状況を標示 する標識柱 その他の柱 類			1本に つき1 年	680円		
		その 他の もの	上空 に設 ける もの	占用 面積 1平 方メ ートル につ き 1年	510円			その 他の もの	上空 に設 ける もの	占用面 積1平 方メー トルに つき1 年	430円
			地下 に設 ける もの		310円			地下 に設 ける もの			260円
	その他のもの		1,000 円	その他のもの			850円				

改正後				改正前				
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,000円	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	850円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		450円	法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路		430円	
	地下に設ける通路		270円		地下に設ける通路		260円	
	その他のもの		1,000円		その他のもの		850円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	9円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	9円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	90円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	87円	
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	90円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	900円		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	820円	標識		1本につき1年	680円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	900円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
その他のもの			450円	その他のもの			430円	

改正後				改正前			
	もの				もの		
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積 1平方メートルにつき 1年	<u>1,000円</u>	令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	<u>850円</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積 1平方メートルにつき 1月	<u>90円</u>	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	<u>87円</u>
令第7条第9号に掲げる施設	自動車駐車場	占有面積 1平方メートルにつき 1年	<u>Aに0.022を乗じて得た額</u>	令第7条第9号に掲げる施設	自動車駐車場	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>Aに0.019を乗じて得た額</u>